



県章

# 三重県公報

平成15年5月9日(金)

第1469号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

- 介護保険法の規定による介護老人保健施設の許可……………(長寿社会チーム) 2
- 知的障害者福祉法の規定による指定居宅支援事業者の指定……………(障害福祉チーム) 2
- 環境部関係補助金交付要綱の一部改正……………(大気環境チーム) 2
- 区画漁業及び定置漁業の免許の内容となるべき事項等……………(水産物供給チーム) 3
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要……………(まちの活力づくり支援チーム) 3
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出……………(同) 3
- あらたに土地を生じたことを確認した旨の届出……………(市町村行政チーム) 5
- 字の区域を変更する旨の届出……………(同) 5
- 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧……………(高速道・道路企画チーム) 5
- 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧……………(同) 7
- 公有水面埋立免許……………(港湾・海岸チーム) 7
- 同伴……………(同) 9

### 監査委員公表

- 監査結果に対する措置の公表……………(監査委員) 11

### 公告

- 一般競争入札を行う旨……………(科学技術振興センター) 30
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出……………(農地調整チーム) 31
- 同伴……………(同) 32
- 同伴……………(同) 32
- 同伴……………(同) 33
- 同伴……………(同) 34
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) 34
- 同伴……………(同) 35
- 同伴……………(同) 35
- 同伴……………(同) 35
- 土地改良区の解散認可……………(同) 35
- 同伴……………(同) 35
- 土地改良区清算人の就任の届出……………(同) 35
- 土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧……………(同) 35
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) 36
- 肥料取締法の規定による肥料の登録……………(農畜水産物安全確保チーム) 36
- 肥料取締法の規定による肥料の有効期間の更新……………(同) 36
- 肥料取締法の規定による肥料の登録の失効……………(同) 38
- 肥料取締法の規定による肥料の検査結果の概要の公表……………(同) 38
- 一般競争入札を行う旨……………(財務調整チーム) 39
- 基本測量を実施する旨の通知……………(公共用地チーム) 42
- 基本測量が終了した旨の通知……………(同) 42
- 公共測量が終了した旨の通知……………(同) 43
- 同伴……………(同) 43
- 都市計画の図書の写しの縦覧……………(都市基盤チーム) 43

都市計画の図書の写しの縦覧..... (都市基盤チーム) 43  
 開発行為に関する工事の完了..... (建築チーム) 43  
 お知らせ  
 提案書の募集..... (人材政策チーム) 45

告 示

三重県告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設を許可しました。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

介護保険事業者番号	事業者名	事業者の所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	申請（開設）者の代表者氏名	許可年月日	入所定員
2452880061	ふたみ介護老人保健施設シルバークエア豊壽園	度会郡二見町三津字池田855	社会福祉法人洗心福祉会	三重県津市高茶屋小森町4152番地	山田 五郎	平成15年4月21日	100

三重県告示第290号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定しました。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人阿児町社会福祉協議会	志摩郡阿児町2065-3	デイサービスセンターきらり	志摩郡阿児町2065-3	デイサービス	平成15年4月1日

三重県告示第291号

環境部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成15年5月9日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

環境部関係補助金交付要綱の一部を改正する告示

環境部関係補助金交付要綱（平成14年三重県告示第321号）の一部を次のように改正する。

別表1中第36号の項を第37号の項とし、第8号の項から第35号の項までを1項ずつ繰り下げ、同表第7号の項中「（平成4年法律第70号）に定める対策地域内」を「に定める窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域内」に改め、同項を同表第8号の項とし、同表第6号の項の次に次のように加える。

7	ディーゼル微粒子除去装置導入支援事業補助金	ディーゼル微粒子除去装置の導入を支援することにより、地域環境の保全を図る。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に定める窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域内に大型ディーゼル車を保有する者がディーゼル微粒子除去装置を導入するのに要する経費	別に定める。	大型ディーゼル車を保有する者
---	-----------------------	---------------------------------------	---	--------	----------------

別表2中第25号の項を第26号の項とし、第7号の項から第24号の項までを1項ずつ繰り下げ、第6号の項の次

に次のように加える。

7	ディーゼル微粒子除去装置導入支援事業補助金	2 年	ディーゼル微粒子除去装置
---	-----------------------	-----	--------------

附 則

- この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境部関係補助金交付要綱の規定は平成15年度分の補助金から適用する。
- 改正前の環境部関係補助金交付要綱の規定により交付された補助金に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。

三重県告示第292号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業（藻類養殖業、魚類養殖業及び貝類養殖業）及び定置漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 免許予定日  
魚類養殖業を除く区画漁業及び定置漁業については、平成15年 9 月 1 日  
区画漁業のうち魚類養殖業については、平成16年 1 月 1 日
- 申請期間  
平成15年 5 月16日から同年 6 月16日まで
- 免許の内容となるべき事項及び地元地区別冊のとおり  
「別冊」は省略し、三重県農林水産商工部水産物供給チームに備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第293号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により上野市から聴取した意見について、同条第3項の規定により公告します。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ギガス上野店  
上野市北部土地区画整理事業地29街区 1 画他
- 上野市から聴取した意見  
なし
- 意見の縦覧場所  
三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム  
伊賀県民局農林商工部
- 意見の縦覧の期間及び時間  
平成15年 5 月 9 日から同年 6 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第294号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第4項の規定により同法第6条第2項による届出とみなし次のとおり公告します。

同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに団体にあつては代表者の氏名 2 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 意見の対象となる周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チームに到着するように提出して

ください。

なお、提出された意見は、同法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ津北店・Bゾーン  
津市一身田上津部田121 - 2 外12筆

- 2 変更しようとする事項

駐輪場の位置

	変 更 前 位 置	変 更 後 位 置	収容台数
駐輪場 1	しまむら建物北東側	しまむら建物東側	10台
駐輪場 2	東洋薬局建物東側	東洋薬局建物北側及びマックハウス建物南側	10台

- 3 変更する年月日

平成15年 4 月18日

- 4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

- ア 大規模小売店舗を設置する者  
マックスバリュ中部株式会社  
松阪市大町185番地の 1  
中西 進

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者
(株)しまむら	埼玉県さいたま市宮原町 2 丁目19番 4 号	藤原秀次郎
(株)マックハウス	東京都杉並区高円寺南 3 丁目 3 番 1 号	栗原 勝利
(株)東洋薬局	津市押加部町16 - 46	舌古 宏

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,163平方メートル

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数  
176台
- イ 荷さばき施設の面積  
85平方メートル
- ウ 廃棄物等の保管施設の運営方法に関する事項  
41立方メートル

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
(株)しまむら	午前10時	午後 8 時
(株)マックハウス及び(株)東洋薬局	午前10時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

位 置	時 間 帯
駐車場 1	午前 9 時30分から午後10時まで
駐車場 2	午前 9 時30分から午前 2 時まで

- ウ 駐車場の自動車の出入り口の数

6 力所

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	時 間 帯
荷さばき施設 a	午前 6 時から午前 0 時まで
荷さばき施設 b 及び荷さばき施設 c	午前 6 時から午後10時まで

- 5 届出の日  
平成15年 4 月16日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県農林水産商工部まちの活力づくり支援チーム  
津地方県民局農林水産商工部
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成15年 5 月 9 日から同年 9 月 9 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第295号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、三重郡楠町の区域内において、次のとおりあらたに土地を生じたことを平成15年 3 月 5 日確認した旨、同町長から届出がありました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

- 1 三重郡楠町大字吉崎字附新田411の 2 の地先公有水面埋立地798.26平方メートル
- 2 三重郡楠町大字吉崎字二之割329、字一之割348、349の地先公有水面埋立地2,536.11平方メートル

三重県告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により、三重郡楠町の区域内において、次のとおり字の区域を変更する旨、同町長から届出がありました。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

三重郡楠町大字小倉六本木に編入する区域

- 1 三重郡楠町大字吉崎字附新田411の 2 の地先公有水面埋立地798.26平方メートル
- 2 三重郡楠町大字吉崎字二之割329、字一之割348、349の地先公有水面埋立地2,536.11平方メートル

三重県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部高速道・道路企画チームに備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成15年 5 月 9 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 磯部浜島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
志摩郡浜島町大字檜山路字初吹 4 番地 5 から	旧	15.00 ~ 20.00	39.70
志摩郡浜島町大字檜山路字初吹 4 番地10まで	新	15.00 ~ 24.00	39.70

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野名張線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
上野市上神戸字近代2747番 1 から	旧	3.30 ~ 6.10	60.00

上野市上神戸字近代2744番まで	新	4.00 ~ 16.20	60.00
------------------	---	--------------	-------

## 第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪一志線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一志郡嬉野町大字天花寺字小谷731番 1 から	旧	13.00 ~ 27.00	149.00
一志郡嬉野町大字宮古字築山1383番まで	新	27.00 ~ 44.00	149.00

## 第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水郷公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
桑名郡長島町大字松蔭439 - 1 から	旧	26.50 ~ 37.00	22.50
桑名郡長島町大字松蔭443 - 3 まで	新	26.50 ~ 35.00	22.50

## 第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久居河芸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白塚町字口起3464地先から	旧・新	6.50 ~ 7.50	47.70
津市白塚町字口起3425 - 3 地先まで	新	6.40 ~ 13.60	123.00

## 第 6

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 栗真中山白塚停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白塚町字口起3464地先から	旧・新	6.50 ~ 7.50	47.70
津市白塚町字口起3425 - 3 地先まで	新	6.40 ~ 13.60	123.00

## 第 7

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 檜原大内山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大内山村字下り2105番地先から	旧	4.40 ~ 10.60	298.50
度会郡大内山村字下り2056番 3 地先まで	新	7.00 ~ 14.80	298.50

三重県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、「関係図面」は、三重県県土整備部高速道・道路企画チームに備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成15年5月9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊賀信楽線	阿山郡阿山町大字横山字象座垣内3468番1から 阿山郡阿山町大字横山字象座垣内3467番まで	平成15年5月9日
県道 甲賀阿山線	阿山郡阿山町大字玉瀧字川上5764番から 阿山郡阿山町大字玉瀧字宮ノ下7658番まで	平成15年5月9日
県道 南勢磯部線	志摩郡磯部町下之郷字中瀬495番1から 志摩郡磯部町下之郷字斎田419番2まで	平成15年5月9日
県道 水郷公園線	桑名郡長島町大字松蔭443 - 3 地内	平成15年5月9日
県道 大泉東停車場線	員弁郡員弁町大字大泉字山上1001 - 1から 員弁郡員弁町大字大泉字山上1005 - 5まで	平成15年5月9日
県道 御浜北山線	南牟婁郡御浜町大字志原字迫谷242番9から 南牟婁郡御浜町大字志原字津川267番1まで	平成15年5月9日
県道 松阪一志線	一志郡嬉野町大字宮古字築山1362番から 一志郡嬉野町大字宮古字築山1384番まで	平成15年5月9日
一般国道 421号	員弁郡員弁町大字下笠田字宮前2156地先から 員弁郡員弁町大字下笠田字宮前2141地先まで	平成15年5月9日
県道 久居河芸線	津市白塚町字口起3464地先から 津市白塚町字口起3425 - 3 地先まで	平成15年5月15日
県道 栗真中山白塚停車場線	津市白塚町字口起3464地先から 津市白塚町字口起3425 - 3 地先まで	平成15年5月15日

三重県告示第299号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許しました。

平成15年5月9日

津松阪港港湾管理者 三重県

代表者 三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 免許の年月日  
平成15年5月9日
- 2 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名  
免許を受けた者  
津市広明町13番地  
三重県  
代表者  
津市観音寺町446番地の20

三重県知事 野呂 昭彦

3 埋立区域

(1) 位置

三重県津市港町2342番地から港町2236番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点から12度28分11秒100.00m地点を中心とする半径100.00mの円周で の地点と の地点とを結ぶ南側の円弧、 の地点と の地点を結んだ線、 の地点から平成14年の秋分の日満潮位 (D.L.+2.32m) の線で の地点までを結んだ線、 の地点と の地点を結んだ線、 の地点から266 度39分34秒255.09m地点を中心とする半径255.09mの円周で の地点と の地点とを結ぶ北東側の円弧、 の地点から273度10分35秒365.58m地点を中心とする半径365.58mの円周で の地点と の地点とを結ぶ北東側の円弧、 の地点から276度59分51秒291.25m地点を中心とする半径291.25mの円周で の地点と の地点とを結ぶ東側の円弧、 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点から101度 6 分 7 秒80.00m地点を中心とする半径80.00mの円周で の地点と の地点とを結ぶ南西側の円弧、 の地点と の地点を結んだ線、 の地点から53度23分15秒80.00mの円周で の地点と の地点とを結ぶ南西側の円弧、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 津港北防波堤燈台 (北緯34度42分36.57秒、東経136度31分38.09秒) から287度51分48秒248.18mの地点

- の地点 の地点から287度50分51秒 6.02mの地点
- の地点 の地点から 12度28分25秒 20.04mの地点
- の地点 の地点から288度14分17秒 20.10mの地点
- の地点 の地点から192度28分25秒 6.58mの地点
- の地点 の地点から357度16分21秒300.15mの地点
- の地点 の地点から176度39分34秒 7.60mの地点
- の地点 の地点から178度46分25秒 18.82mの地点
- の地点 の地点から185度 6分38秒 24.67mの地点
- の地点 の地点から189度20分 5秒 23.75mの地点
- の地点 の地点から282度28分25秒 4.36mの地点
- の地点 の地点から191度 6分 7秒104.93mの地点
- の地点 の地点から167度14分41秒 64.71mの地点
- の地点 の地点から143度23分15秒 12.66mの地点
- の地点 の地点から122度55分22秒 55.92mの地点
- の地点 の地点から 12度28分25秒191.29mの地点
- の地点 の地点から102度28分25秒 10.00mの地点
- の地点 の地点から192度28分25秒 90.00mの地点
- の地点 の地点から282度28分25秒 4.00mの地点

(3) 面積

5,431.49m<sup>2</sup>

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県津市海岸町1017番地から港町2342番地を経て港町2236番地に至る間の地内並びに海岸町1017番地から港町2342番地を経て港町2236番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点のうち、㊦の地点からカの地点までを順次に結んだ線、カの地点から49度49分10秒130.88m地点を中心とする半径130.88mの円周でカの地点とキの地点とを結ぶ南西側の円弧、キの地点とクの地点とを結んだ線、クの地点から282度27分13秒144.12m地点を中心とする半径144.12mの円周でクの地点とケの地点とを結ぶ東側の円弧、ケの地点からフの地点までを順次に結んだ線及びフの地点と㊦の地点を結んだ線により囲まれた区域。

㊦の地点 津港北防波堤燈台 (北緯34度42分36.57秒、東経136度31分38.09秒) から239度22分57秒123.12mの地点



- ①の地点 ⑦の地点から 12度28分25秒 90.61mの地点
- ②の地点 ①の地点から285度38分42秒197.65mの地点
- ③の地点 ②の地点から 15度38分42秒 18.00mの地点
- ④の地点 ③の地点から318度 6分35秒 35.41mの地点
- カの地点 ④の地点から319度49分10秒 8.38mの地点
- キの地点 カの地点から345度44分49秒114.44mの地点
- クの地点 キの地点から 11度40分28秒 73.24mの地点
- ケの地点 クの地点から 8度 0分53秒 22.30mの地点
- コの地点 ケの地点から 3度54分15秒101.42mの地点
- サの地点 コの地点から282度28分25秒 8.33mの地点
- シの地点 サの地点から 51度 2分29秒 5.09mの地点
- スの地点 シの地点から 8度59分57秒 20.70mの地点
- セの地点 スの地点から350度21分11秒 5.30mの地点
- ソの地点 セの地点から 10度13分34秒 30.83mの地点
- タの地点 ソの地点から 18度20分 7秒 13.06mの地点
- チの地点 タの地点から 13度32分 4秒 29.60mの地点
- ツの地点 チの地点から108度24分 7秒 21.27mの地点
- テの地点 ツの地点から192度28分25秒 54.67mの地点
- トの地点 テの地点から102度28分25秒185.89mの地点
- ナの地点 トの地点から147度28分25秒127.27mの地点
- ニの地点 ナの地点から102度28分25秒 85.95mの地点
- ヌの地点 ニの地点から151度56分31秒 98.84mの地点
- ネの地点 ヌの地点から 61度39分13秒189.85mの地点
- ノの地点 ネの地点から151度39分13秒203.90mの地点
- ハの地点 ノの地点から241度39分13秒372.37mの地点
- ヒの地点 ハの地点から151度39分13秒108.71mの地点
- フの地点 ヒの地点から272度20分54秒124.54mの地点

(3) 面積

222,411.95㎡

5 埋立地の用途

本埋立地の各用途の配置及び規模は下表に示すとおりです。

用途	配置	規模
ふ頭用地	埋立地の東部に位置	約0.1ha
旅客施設用地	埋立地の北東部にあって、ふ頭用地の北側に隣接する位置	約0.1ha
道路用地	埋立地の南東部から西側に延伸する位置	約0.4ha

三重県告示第300号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許しました。

平成15年5月9日

津松阪港港湾管理者 三重県

代表者 三重県知事 野 呂 昭 彦

1 免許の年月日

平成15年5月9日

2 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

免許を受けた者

津市西丸之内23番地1号

津市

代表者

津市上弁財町10番11号

津市長 近藤 康雄

3 埋立区域

(1) 位置

三重県津市港町2342番地から港町2236番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点のうち、の地点から平成14年の秋分の日満潮位 (D.L. + 2.32m) の線で の地点までを結んだ線、の地点と の地点を結んだ線、の地点から24度0分24秒100.00m地点を中心とする半径100.00mの円周で の地点と の地点を結ぶ南側の円弧及び の地点と の地点を結んだ線に囲まれた区域。

また、の地点から12度28分25秒80.00m地点を中心とする半径80.00mの円周で の地点と の地点を結ぶ南西側の円弧、の地点と の地点を結んだ線、の地点から53度23分15秒80.00m地点を中心とする半径80.00mの円周で の地点と の地点を結ぶ南西側の円弧、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 津港北防波堤燈台 (北緯34度42分36.57秒、東経136度31分38.09秒) から287度51分48秒254.21m  
の地点

の地点 の地点から320度12分15秒 25.28mの地点

の地点 の地点から 12度28分25秒 6.58mの地点

の地点 の地点から108度14分17秒 20.10mの地点

の地点 津港北防波堤燈台 (北緯34度42分36.57秒、東経136度31分38.09秒) から296度38分52秒261.03m  
の地点

の地点 の地点から302度55分41秒 55.92mの地点

の地点 の地点から323度23分15秒 12.66mの地点

の地点 の地点から347度14分41秒 64.71mの地点

の地点 の地点から 11度 6分 7秒104.17mの地点

の地点 の地点から102度28分25秒 20.05mの地点

の地点 の地点から192度28分25秒 0.02mの地点

の地点 の地点から102度28分25秒 27.00mの地点

の地点 の地点から 12度28分25秒 0.01mの地点

の地点 の地点から102度28分25秒 27.00mの地点

の地点 の地点から192度28分25秒 0.02mの地点

の地点 の地点から102度28分25秒 18.00mの地点

(3) 面積

15,624.29㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県津市海岸町1017番地から港町2342番地を経て港町2236番地に至る間の地内並びに海岸町1017番地から港町2342番地を経て港町2236番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域 (角度は、真北方位とする。)

次の各地点のうち、㊦の地点からカの地点までを順次に結んだ線、カの地点から49度49分10秒130.88m地点を中心とする半径130.88mの円周でカの地点とキの地点とを結ぶ南西側の円弧、キの地点とクの地点とを結んだ線、クの地点から282度27分13秒144.12m地点を中心とする半径144.12mの円周でクの地点とケの地点とを結ぶ東側の円弧、ケの地点からフの地点までを順次に結んだ線及びフの地点と㊦の地点を結んだ線により囲まれた区域。

㊦の地点 津港北防波堤燈台 (北緯34度42分36.57秒、東経136度31分38.09秒) から239度22分57秒123.12m  
の地点

㊧の地点 ㊦の地点から 12度28分25秒 90.61mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から285度38分42秒197.65mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 15度38分42秒 18.00mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から318度 6分35秒 35.41mの地点

カの地点 ㊪の地点から319度49分10秒 8.38mの地点

- キの地点 カの地点から345度44分49秒114.44mの地点
- クの地点 キの地点から 11度40分28秒 73.24mの地点
- ケの地点 クの地点から 8度 0分53秒 22.30mの地点
- コの地点 ケの地点から 3度54分15秒101.42mの地点
- サの地点 コの地点から282度28分25秒 8.33mの地点
- シの地点 サの地点から 51度 2分29秒 5.09mの地点
- スの地点 シの地点から 8度59分57秒 20.70mの地点
- セの地点 スの地点から350度21分11秒 5.30mの地点
- ソの地点 セの地点から 10度13分34秒 30.83mの地点
- タの地点 ソの地点から 18度20分 7秒 13.06mの地点
- チの地点 タの地点から 13度32分 4秒 29.60mの地点
- ツの地点 チの地点から108度24分 7秒 21.27mの地点
- テの地点 ツの地点から192度28分25秒 54.67mの地点
- トの地点 テの地点から102度28分25秒185.89mの地点
- ナの地点 トの地点から147度28分25秒127.27mの地点
- ニの地点 ナの地点から102度28分25秒 85.95mの地点
- ヌの地点 ニの地点から151度56分31秒 98.84mの地点
- ネの地点 ヌの地点から 61度39分13秒189.85mの地点
- ノの地点 ネの地点から151度39分13秒203.90mの地点
- ハの地点 ノの地点から241度39分13秒372.37mの地点
- ヒの地点 ハの地点から151度39分13秒108.71mの地点
- フの地点 ヒの地点から272度20分54秒124.54mの地点

(3) 面積  
222,411.95㎡

5 埋立地の用途  
旅客施設用地

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定に基づき、三重県知事から平成13年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

なお、田中覚監査委員は、平成15年 4 月29日に退任しました。

平成15年 5 月 9 日

三重県監査委員	秋	田	一	民
三重県監査委員	川	端	治	夫
三重県監査委員	乙	部	一	巳

平成13年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
1. 農林水産商工部金融・経営課における各種融資制度に関する財務事務の執行		
1. 中小企業融資制度について		
<p><b>【監査結果の概要】</b></p> <p>中小企業融資制度の効果が低下していると認められる。            平成10年度から平成12年度にかけて、中小企業金融対策貸付金の残高が急激に減少している。            県が取扱金融機関に預託する原資は、平成12年度を平成10年度と比較すると19.6%減少している。また預託原資による融資枠の内取扱金融機関が実際に融資した消化率は平成10年度で78.8%であったが、平成12年度では65.9%と12.9%低下している。</p>	<p>中小企業者の資金ニーズを的確に把握し、資金供給が円滑に行われるよう県単融資制度の整備を図り、さらに有効に活用されるようPRに努めました。            具体的には、県単融資制度の貸付金利を13年12月に引き下げ、償還条件の緩和措置の取扱いを弾力的に行い、中小企業者の資金調達の円滑化を図られるように、14年度当初予算で三重県信用保証協会の経営基盤の強化を図るために、出捐金1億1500万円を予算化しました。            さらに、平成14年12月、借り換えを目的とする資金を創設し中小企業の返済負担の軽減を図るなど不況対策のための資金を充実し、平成15年度においても、不況対策型資金の貸し付け要件緩和措置の実施や、経営革新に取り組む企業の資金調達の円滑化を図るために、新しく損失補償を創設するなど、中小企業に対する資金供給の円滑化に努めています。            なお、平成15年1月末現在、新規融資実績が昨年の141%と伸びており、貸付残高も増加しています。</p>	
<p><b>【外部監査人の意見】</b></p> <p>小規模企業者等設備資金貸付金の予算計上について            予算と貸付実績の差が平成10年度より顕著となっており、予算の見直しが必要とされるべきであったが、平成12年度まで13億円の一定額で推移している。実態に即した予算計上が必要である。</p>	<p>平成13年度途中から小規模企業者以外の中小企業者の特認枠が25%に拡大されたことによる需要の増加及び平成14年10月から本県において自動車NOx・PM法が適用されるため、トラックの買い換えの大きな需要が予測されることなどから、平成14年度については13億円の融資枠を継続しましたが、依然として先行きの見えない景気の低迷により設備投資が減少してきているため、平成15年度においては、融資枠を6億円に抑えています。            なお、現制度では設備の2分の1以上を自己負担する必要があるため、信用力や財政基盤が弱いとされている小規模企業者にとっては負担が大きく借りにくい状況にあるため、平成14年5月の国家予算要望の中で、自己負担率の引き下げを要望しました。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
2. 三重県中小企業者等支援資金(特別会計)		
<p><b>【監査結果の概要】</b></p> <p>(1) 融資制度が有効に機能していないと認められる貸付制度がある。</p> <p>産業支援センターを通じて貸付る小規模企業者等設備資金貸付金は、平成12年度当初予算13億円を産業支援センターに貸付たが、企業者への融資ができなかった8億16百万円が、平成12年度中に県に返還になっている。</p>	<p>大企業や中堅企業と比較して、一般的に信用力や資金調達力が弱いと考えられる小規模企業者は、創業を行ったり、生産性の向上等の経営基盤強化を図るため、設備投資を希望しても、なかなかその実現が困難な状況にあります。このような小規模零細企業の最後の拠り所として、国の制度として創設された経緯があり、また、上記のような需要が予測されることなどから、現在の貸付枠を維持する必要があります。</p> <p>先行きの予測ができない長引く景気低迷の中で、前向きに取り組もうとしている小規模企業者に対して、小規模企業者等設備導入資金制度による金融支援をさらに進めていくため、設備資金貸付事業については自己負担率の軽減を国へ働きかけたり、設備貸与事業については三重県産業政策検討委員会の提言を受け、14年度に割賦損料2.7%のうち0.7%を利子補給を新たに予算化するなど、制度を利用しやすい状態になるように努力しています。また、中小企業のニーズ調査を行い、制度と中小企業とのミスマッチがあれば、制度の見直しを検討します。</p> <p>さらに、県及び市町村の広報誌、ホームページなどにより、当制度が有効活用されるように広くPRに努めています。</p>	
<p>(2) 高度化資金貸付金について</p> <p>県が行っている高度化資金貸付金の平成12年度末の残高は279億円であるが、そのうち、22億5,100万円が返済期限に返済されておらず、その内容を個別に検討すると、大部分の貸付金について、回収可能性がないと認められる。</p>	<p>未収金の回収については、事業の継続の意志があり、分納などにより未収金の一部を返済しているところについては、引き続きその回収を図ります。</p> <p>存続していても、債務者及び連帯保証人に全く返済の意志がみられず、回収の見込みがないもの、さらに破綻しているところには、法的回収措置を執ります。</p> <p>また、債権保全については、債務弁済承認により時効の中断を行い、債権のリスク管理を徹底します。</p> <p>貸付条件変更による対応や、事後指導、助言を徹底することにより、延滞発生 of 未然防止に努めています。</p> <p>平成14年度では、行政主導で初めて競売や任意売却を行い、さらに、2回目の債権回収強化月間を設定して債務者及び連帯保証人への督促を強化しました。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p><b>【外部監査人の意見】</b>  <b>高度化資金貸付金について</b>            高度化資金貸付金の平成12年度末残高は279億円であり、そのうち22億円が返済期日に返済されておらず、その大部分の貸付金について回収可能性がないと認められる。回収可能性がないと認められる債権については、契約に基づく担保権の実行、連帯保証人への請求等適切な法的措置を講じる必要がある。</p> <p>県が行う貸付業務に、農林水産関係の貸付金がある。これらは比較的、問題債権が少なく、適切に制度が運営されているように思える。商工関係の貸付制度と、農林水産関係の貸付を比較すると、①貸付先の業種、②個々の貸付先の信用力、③貸付金の限度額、④貸付先に対するフォロー体制に違いがあることに気がつく。</p> <p>貸付業務は、県が行う業務の中では、とくに、専門的な知識が必要とされる分野であると考え。しかし、貸付業務を行いうる職員が育っていないため、審査等もっとも重要な業務を、外部に委託することになるが、責任の所在が不明確になってしまっている。</p> <p>県内の産業の発展に重要な役割のある制度であるので、人事政策をも含めて制度全体を見直す必要がある。</p>	<p>未収金の回収については、上記の対応をします。</p> <p>高度化資金は、県が行う事前審査及び貸付審査に加えて、国の中小企業総合事業団のチェックが入る二重の審査構造になっています。この審査の適正化をさらに高めるため、貸付先の組合構成員に対しても、必ず確定申告の関係書類を求めていくとともに、事業計画による組合の将来性及び貸付金の償還能力を的確に判断していきます。</p> <p>しかし、急激な社会経済情勢の変化や長引く不況により、借入金の償還に困難を来している企業が多く、延滞債権の発生を未然に防止することが大きな課題となっています。</p> <p>このため、平成12年度より診断担当職員が債権管理も兼務し、借入金返済について、きめ細かい相談に応じ、具体的な助言を行うなど一定の成果をあげていますが、今後もそれぞれの事情に応じた貸付条件の変更などにより、延滞債権が発生しないように努めています。</p> <p>また、延滞している組合に対しては、平成13年3月に策定した中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱に基づき、債務者及び連帯保証人に対して、電話、書面及び訪問による督促を行っています。</p> <p>このマニュアルを14年度改訂して、より督促の効果が出るように様式等を充実しました。</p> <p>さらに、将来的にも回収の可能性がないと認められる債権については、債権管理要綱に基づき、担保権の実行等適切な法的措置を講じた後、不能欠損処理を行います。</p> <p>なお、限られた人員の中で債権管理及び延滞の未然防止など、より一層効果をあげるためにも、債権の分類基準ごとのリスク管理の徹底や債権管理業務執行体制の充実強化を図ります。</p> <p>具体的には、平成15年度において、債権管理嘱託員の設置、サービサーや弁護士への業務委託及び法的措置の処分を行うにあたっての公平な判断を求めるための債権管理委員会（仮称）の設置などを実施することにより債権管理の強化を図ります。</p>	